

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】2
- (仮称)新小倉発電所6号機建設計画に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見書【環境局環境監視部環境監視課】3

北九州市公告第 6 1 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 7 年 8 月 2 6 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区朽網西一丁目 8 8 0 番 3、8 8 4 番 1 及び 8 8 4 番 4	北九州市小倉北区中井五丁目 7 番 2 9 号 美里建設株式会社 代表取締役 樽野建夫

北九州市公告第613号

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第15条の規定により送付された（仮称）新小倉発電所6号機建設計画に係る環境影響評価準備書について、同法第20条第4項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見書を作成したので、北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第34条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年8月26日

北九州市長 武内和久

1 大気質について

(1) 窒素酸化物

建設機械の稼働による窒素酸化物については、民家の存在し得る地域において、二酸化窒素濃度が増加する予測結果となっている。基準等との整合性を評価するだけでなく、建設機械の稼働の平準化等の実行可能な範囲内での追加の措置を検討し、事業の実施による影響をできる限り低減するように努めること。

(2) 粉じん等

工所用資材等の搬出入による粉じん等について、夏季の気温上昇に伴う乾燥等により飛散量の増加が見込まれる場合には、残土へのシート被覆等の適切な措置を講じ、事業の実施による影響をできる限り低減するように努めること。

2 廃棄物等について

工事に伴い発生する残土については、確実な適正処理を行う必要があるため、処理業者の選定基準等について環境影響評価書に記載すること。